

IFRS 実務編 第1回（2）収益の認識基準

設例1 物品販売 出荷基準

ビジネスを理解すること、取引内容を把握することが、まず、最初のステップとなります。この取引実態を把握することが非常に重要になります。

ー前提情報ー

1 業種

当社は国内の顧客に対して、顧客の指定する場所に製品を供給する、部品の大量生産メーカーである。

2 取引の実態

当社は、買手からの注文書により、製品種類、注引量、納品日、納品予定地の指定を受ける。当社は、当該注文書に沿って、自社の製品を自社の製品倉庫から出荷し、トラック輸送にて買手の指定する倉庫に納品する。

当社が物品を納入後、買手は速やかに買手の定める基準に基づき物品の検査を行い、その検査の終了をもって所有権が買手に移転する（買手は検収日に支払義務を認識する）。上記所有権移転条項について契約書上明確に記載されているわけではないが、商慣行このように運用されている。

買手検収後、当社指定フォームの検収書を送付することになっている。

過去の取引実績では、当社の物品納入後、買手による検査は速やかに終了しており、特段問題となるような事項の報告は受けていない。

※ 補足情報

- ① 自社の製造する製品種類は数百種類あり、また、一日の出荷数量は相当数ある。
- ② 当社の取引先は100社以上ある。
- ③ 製品引渡し、買手の検収完了時は通常出荷日の翌日である。これは過去の出荷日と検収書の日付の実績を調査した結果判明している。
- ④ 当社は適正な原価計算体系を構築している。
- ⑤ 万が一、不良品により検収で不合格品となったものは返品対象となる。
- ⑥ 買戻条件等の特殊契約は存在しない。
- ⑦ 販売単価は、製品ごとに3ヵ月に一度、売手と交渉して改定され、決定後の販売単価は販売管理システムの単価マスターに記録される。
- ⑧ 出荷後に発生する製品保証などの契約は存在しない。
- ⑨ 当社は3月決算である。
- ⑩ 3月31日分の売上は100M円、売上原価は80M円であった。
- ⑪ 運送中の事故による負担は、売主側で負担することになっている。輸送中の事故補償等について契約書上、明確に記載されているわけではないが、商慣行このように運用されている。
- ⑫ 買手からの入金は検収日の翌月20日であり、売掛金の回収は従来から適切に行われている。

3 現状での収益認識時点

出荷日で収益を認識している。

4 売上の計上方法

販売管理システム上、出荷時点（運送業者への引渡し時点）で、売上が計上されるように設計されており、また、売上と同時に売上の計上仕訳が行われるように会計システムとの連携も図られている。

<TAC IFRS>無断複写・複製を禁じます。

—設問—

当社が、IAS18号を適用した際に、以下の点について考えてみてください。

設問 1 現状の収益認識要件について日本基準での考え方を確認してください。

設問 2 現状の収益認識方法は、IFRS上認められますか。

設問 3 現状の収益認識方法がIFRS上認められないのであれば、どのような収益認識方法を採用すべきでしょうか。

設問 4 設問 3 であなたが考えた、IFRS上認められる収益認識方法を採用した場合、実務上どのような問題が想定されますか。

設問 5 設問 4 であなたが考えた問題を解決し、かつIFRSの基準を実質的に満たすためには、どのような判断をするべきと考えますか。